

身体的拘束等の適正化のための指針

身体拘束とは、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻害するものです。利用者の人間としての尊厳を守り、拘束を安易に正当化せず、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止します。

2) やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、利用者本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、管理医師をはじめ身体的拘束適正化検討委員担当者を中心に十分な観察を行なうと共に、その行う処遇の質の評価及び経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します

- ①切迫性・・・利用者本人又は他の利用者等の生命または心身が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- (1)利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- (2)言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- (3)利用者の臣をくみとり、利用者の意向に沿った介護を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- (4)利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。
- (5)「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけのように努めます。

2. 身体拘束廃止に向けた体制

1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置

(1) 設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束が適正に行われているかの検討及び手続き

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束廃止に関する職員全体への指導

(2) 身体拘束等適性検討委員会の構成員

委員長はケア全般の責任者とし、施設長、事務長、看護職員、介護職員で構成します。

3. やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- (1) 徘徊しないように、車椅子やベッドに体幹や四肢を紐で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドで体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしない様に、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- (9) 他人への迷惑更衣を防ぐために、ベッドなどで体幹や四肢等をひもで縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思であけることのできない居室等に隔離する

1) カンファレンスの実施

緊急性または切迫性によりやむを得ない状況になった場合、身体的拘束等適正化検討委員または部署責任者を中心に部署内で身体拘束を行うことを判断する前に①切迫性②非代替性③一時性の 3 要件の全てを満たしているかどうかについて確認します。

拘束による利用者の心身の弊害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う判断をした場合、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する同意書を作成します。また早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行います。

2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族・本人に説明し、同意を得たうえで実施します。

3) 記録

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その態様及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は 2 年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

4) 身体的拘束適正化検討委員会での検討

毎月行われる委員会で、身体的拘束が適正に行われているか、解除できないか検討します。

5) 拘束の解除

再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、利用者・家族へ報告します。

4. 身体的拘束廃止・適正化に向けた各職種の役割

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

【医師】

- 1) 医学的に身体拘束の必要性の最終判断と指示
- 2) 判断の内容と指示の診療記録への記載
- 3) 看護職員との連携

【看護職員】

- 1) 利用者の疾病、障害等による行動特性からの身体拘束の必要性の有無の検討
- 2) 身体拘束のもたらす弊害等、利用者の心身の観察と記録
- 3) 身体的拘束の廃止・適正化に向けたカンファレンスへの参加
- 4) 多職種と連携し、身体拘束廃止・適正化に向けた取り組みを行う。

【リハビリテーション科職員】

- 1) 機能面からの専門的指導
- 2) 身体的拘束の廃止・適正化に向けたカンファレンスへの参加
- 3) 多職種と連携し、廃止・適正化に向けた取り組みを行う。

【介護職員】

- 1) 利用者とのコミュニケーションを十分にとり、利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 2) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解と、身体拘束の必要性の有無の検討
- 3) 身体拘束のもたらす弊害等、利用者の心身の観察と記録
- 4) 身体的拘束の廃止・適正化に向けたカンファレンスへの参加
- 5) 多職種と連携し、身体拘束廃止・適正化に向けた取り組みを行う。

5. 身体的拘束廃止・適正化のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体的拘束の廃止と適正化、人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修の実施・・・年2回以上実施
- ② 新任者に対する身体的拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

6. 身体的拘束廃止に関する指針の閲覧について

この指針は、当施設内において、いつでも自由に閲覧することができます。